

十三 初期利子
平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十四 第二期以後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十五 償還期限
平成二十七年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所
日本銀行

十七 募集期間
平成十七年三月四日から平成十七年三月十五日まで

十八 払込期日
平成十七年三月二十二日

十九 財務省告示第九十八号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六條第一項の規定に基づき、平成十七年三月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十七年三月十八日

一 名称及び記号
利付国債債券(二年)(第二百三十四号)

二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行

五 発行額
額面金額で六百億円

六 最低額面金額
六千六百円

七 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八 発行日
平成十七年三月二十二日

九 募集の価格
額面金額百円につき百円一銭

十二 経過利子の払込み
(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用される所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。
平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に支払うときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利子
平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に支払うときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十四 第二期以後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十五 償還期限
平成十九年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所
日本銀行

十七 募集期間
平成十七年三月一日から平成十七年三月十五日まで

十八 払込期日
平成十七年三月二十二日

十九 財務省告示第九十九号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六條第一項の規定に基づき、平成十七年三月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十七年三月十八日

一 名称及び記号
利付国債債券(十年)(第二百六十八号)

二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行

五 発行額
額面金額で五百億円

六 最低額面金額
五千円

七 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八 発行日
平成十七年三月二十二日

十四 第二期以後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
算式
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{365}$$

十五 償還期限
平成二十七年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所
日本銀行

十七 募集期間
平成十七年三月七日から平成十七年三月十五日まで

十八 払込期日
平成十七年三月二十二日

十九 財務省告示第八十一号
○厚生労働省告示第八十一号
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十九條第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する医薬品(昭和三十六年厚生省告示第十七号)の一部を次のように改正する。
平成十七年三月十八日

一 電子体温計

二 女性向け避妊用コンドーム

三 男性向け避妊用コンドーム

○厚生労働省告示第八十二号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号)附則第八條の規定に基づき、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第八條の規定により厚生労働大臣が指定する管理医療機器を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。
平成十七年三月十八日

一 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第八條の規定により厚生労働大臣の指定する管理医療機器

二 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第八條の規定により厚生労働大臣の指定する管理医療機器は、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることを目的とされていないものを除く)とする。

一 電子体温計

二 女性向け避妊用コンドーム

三 男性向け避妊用コンドーム

○厚生労働省告示第八十二号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号)附則第八條の規定に基づき、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第八條の規定により厚生労働大臣が指定する管理医療機器を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。
平成十七年三月十八日